

(案)

令和6年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

神奈川県文化芸術振興審議会
会長 伊藤裕夫

かながわ文化芸術振興計画の改定について（答申）

令和5年5月25日に諮問を受けた、かながわ文化芸術振興計画の改定について、別紙のとおり答申します。

(別紙)

「かながわ文化芸術振興計画」改定案について

現行計画期間中には、新型コロナウイルス感染症による、多くの文化芸術に係るイベント等が中止や延期となる状況が相次ぎ、多くの文化芸術活動の場が失われました。その他、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等、文化を取り巻く状況に大きな動きがある中で、県の文化芸術振興の方向性を示す必要があります。

神奈川県では、平成20年7月に文化芸術振興の基本理念等を示した「文化芸術振興条例」を制定し、平成21年3月にこの条例に基づく基本的な計画として、「かながわ文化芸術振興計画」を策定し、その後、平成26年3月及び平成31年3月に改定を行いました。

現行の計画期間が令和元年度から令和5年度の5年間であったため、県ではこの間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の課題を踏まえ、「かながわ文化芸術振興計画」の改定案を取りまとめました。

当審議会では、この改定案を全体として妥当なものと評価し、計画の着実な推進を求め、次のとおり意見を述べます。

第1部 計画の基本的な考え方について

現行計画の施策体系を基本的には継承し、基本目標、基本的な施策を維持しつつ、重点施策を明示して取り組んでいくという施策の構成は、現行計画が条例に定める県の責務を網羅的に施策体系としたことから、妥当なものです。

また、県内全体での文化芸術の振興を図ることが県の役割に明文化されたことや、現行計画でも掲げていた「施策展開の基本的な視点」が神奈川県らしい二つの視点として改めて位置付けられたことは評価します。

なお、計画に基づく施策の効果を検証するために、分かりやすい数値目標を設定して進行管理を行うことには意味がありますが、文化芸術分野では数値目標だけでは達成度が測れないと考えられます。審議会で示された数値目標を参考指標としつつ、事業の進行管理を行う際の指標について、引き続き議論を重ねることが必要です。

第2部 推進体制について

現行計画の推進体制を引き継ぎつつ、文化芸術活動における中間支援機能についてもより具体的に示されており、妥当なものです。

今後、県域における中間支援機能について、他県の状況も踏まえながら、検

討が進められることを期待します。

第3部 文化芸術を取り巻く状況の変化について

計画改定に当たって留意すべき状況の変化として示されている八つの要素については、現行計画期間中の文化芸術の状況変化の中から過不足なく抽出されており、妥当なものです。

第4部 今後の課題と取組（重点施策）について

基本目標の実現に向けて今後5年間で取り組むべき重点施策については、第3部で抽出されている状況の変化や、当審議会として意見を述べた現行計画期間中の評価と課題を踏まえて示されています。現行計画ではあらゆる人を対象としていた重点施策を、「子ども・若者」と「高齢者・障がい者等」に分けることで、それぞれの分野の課題に対して他分野との連携が進むことが期待され、適切なものと評価しますが、実際の取組に当たっては、次の点に留意する必要があります。

「重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」については、神奈川県でも人口減少がまさに始まったことや、新型コロナウイルス感染症による伝統的な文化芸術に触れる機会が減少し継承者問題がより一層深刻になっていることなどを踏まえ、引き続き、関係機関で情報を共有化して交流を密にするとともに、県内各地域で継承に向けて取り組むことが必要です。

「重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等」については、文化芸術による人間性・創造性の涵養や、文化芸術の次世代を担う人材の育成に取り組むとともに、学校部活動の地域移行など新たな課題についても教育分野等との連携を強めながら取り組むことが必要です。

「重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等」については、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されたことなどから、これまで以上に福祉分野等との連携を強め、文化芸術へのアクセスが困難な方も漏れなく文化芸術に親しめるように取り組むことが必要です。

「重点施策4 国際・観光分野との連携」については、一次停滞していた海外との交流が再び動いてきたことや新たに文化観光の視点が追加されたことにより、文化芸術の魅力を県の内外問わず広く発信し、文化芸術による地域の活性化を推進する施策に期待します。

「重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備」については、施設の維持保全や人材育成のほか、文化芸術活動への支援が明確に打ち出されたことを踏まえ、文化芸術団体などへの支援が広く打ち出され、文化芸術活動が県内各地で盛り上がることを期待します。

第5部 施策体系について

「第1部 計画の基本的な考え方について」で述べた施策体系を具体的に記載したものであり、適切です。